

第八節 幕末・維新期の政治動向

一 安政の改革（帳面取調べ）

島村・河野ラインの成立 嘉永六年（一八五三）にペリーが浦賀に来航したため、幕府をはじめ諸藩はこれから海防について本格的な対応に迫われることになった。小倉藩も浦賀の警備を幕府から命じられた。

藩財政は慢性的に逼迫していた状況にあつた上に、これらの警固の軍事費が重くのしかかつてきただ。こうしたなかで、翌年（十一月二十七日に安政と改元）の一月、勝手方引受家老の小笠原内膳（嘉永六年一月就任）が罷免され、代わって島村志津摩が任命された。また、四月には郡代が二木弥右衛門から河野四郎に代わった。そして、早速儉約令が出され、嘉永三年以来の掛米が藩士（大庄屋も藩士扱いであったから含まれる）に申し渡された。そして、六郡には武備整備のため三〇〇〇両余の御用借が申し付けられた。

藩は年貢収納をいかに維持していくか課題であつて、年貢の増徴は望めない。むしろ安政期農村の現状

天保年間（一八三〇—四四）以来の農村の再建を継続しつつ、農業経営を維持している本百姓を保護していかなければならなかつた。当時の農村の状況について大庄屋たちは次のように藩に報告している。

一、諸役目が多いため、本田をもつ百姓が我先に高を減らすので、村の田が多くなり、作向きは荒れて

いる。

一、村々の役目は、高一石に付五～六人、また竈にも五～八人も掛かっている。

一、役目は一人前二升ずつの差し引きなので、秋の収納時の算用差し引き額が莫大である。

一、(略)

一、百姓経営の中以上の百姓は、新地・徳田を多く所持し、本田はあまり所有していない。あるいは、中田以下のもので地味のよいものを買い求めている。

一、高持百姓は、百姓経営が中以下のものばかりで、勝手不如意に陥り、そのうえ、悪田や上々田・上田ばかり持たされている。

一、難儀百姓に限って本田高を多く所持している。

一、川土手の破損付近はほとんどが新地にもかかわらず、本田を所持している百姓にそこの普請をさせている。

一、(下略)

(長井手永大庄屋日記 嘉永六年)

この史料は次のような農村状況にあることを記しているのである。諸役目（普請などの夫役や、手水・村入用などを差す）が多い→困窮百姓の増加→田畠の作荒れ、または潰れ百姓・欠落百姓になる。そして、さらに存続している百姓の経営を脅かす。まさに、江戸時代の農村の根幹である石高制が足かせになつてるのである。こうして、百姓が減少し、年貢未進（未納）が出ているのである。このような中で「村の田」＝村総

作田→耕作者のいない田畠を村人が総出で耕作して年間納入に備えるのである。こういった状況のみならず、さらに以下のような風潮が生まれたのである。(1)所有高に掛かる役目料も少なく、かつ作徳の多い新田や中・下田の中の「徳田」の所有者が裕福になつてゐる。または買い求める者が出現、(2)反対に本田高の多くを持つて難儀百姓に陥つたり、または年貢や役目料の高い悪田や上々田・上田ばかりをもつて勝手不如意に陥つている。

つまり、江戸時代初頭に行われた検地の時とは生産性が違つてきたこと、負担の高い上々田が敬遠され、負担も低く作徳の多い田畠が好まれる風潮であることが分かる。負担費目の中で農民にとって大きかったのは、一時凌ぎの借金の返済である。この借金は、年貢の未納やそのほか藩からの御用借に充てたものなどであつた。そのため、役目料を軽減すべきだと提言しているのである。

また、反別麦を使い、借財によつて村の立て直し(仕組)をしている村には何ヵ年の「儉約儀定」中との板書を庄屋役宅や村入口など随所に立てるよう達しを出した(長井手永大庄屋日記 嘉永六年十一月二日の条)。

農政に関する諸問

嘉永七年(一八五四)四月、二木弥右衛門のあとに郡代になつた河野四郎は各郡の大庄屋に僕約・農政の簡素化について諮詢した。これに対して六郡の大庄屋の意見書は、おおよそ次の項目であった。(1)御鷹の餌取り方の中止、(2)宗門改めは五年ごととする、(3)定免の年は、御免極めは小倉でするなどであつた。(2)の宗門改めについては、企救郡では一カ年でおよそ米にして一六〇一七〇石、藩札にして四一五貫目の郡益が生じると見積もつてゐた。六郡大庄屋のねらいは、年貢の「地方取立」の要求である。この要求に対しても、藩は真剣に検討し、藏方の役人の出郷は中止されて、年貢収納の業

務は筋奉行と代官のみで行うことにした。この結果、田川郡の大庄屋たちは、米にして六〇石ほどの夫柄夫米など諸入用費が一貫七〇〇目ほどの郡益になると計上した。この「地方取立」は、安政四年（一八五七）まで行われた（田川郡は同三年）。

帳面の調査

嘉永七年八月、家老島村志津摩は、過去五年間の「勘定帳」などの年貢関係を中心とする諸

帳簿の調査を大庄屋に命じた。企救郡の津田手水の大庄屋中村平左衛門が、「調査役兼六郡吟味役」に任命された。調査は八月一日から日数四三日におよんだ。調査の目的は、欠落百姓の発生や難儀百姓が多い原因を大庄屋や庄屋などの取り計らいにあるとみて、また村々の定出米や臨時の出米に不正がないかどうかにあつた。その一方で、役目料にかかる諸出米の規制を打ち出し、藩からの農民の借財・年賦拝借の返済を延期して、出米・出金を一時減らそうともした。調査役の中村平左衛門が、安政二年（一八五五）に「京都郡諸取立向きの帳面改正、取立辻が以前よりは一〇〇〇石ほど減じ」と記しているように、相当な熱意をもつて行われていることがわかる。

この調査は、当初藩側は私曲を咎めないことを言明していたが、実際は安政二年一月、京都郡では大庄屋四人が役儀を取り上げられて罷免された。また上毛郡でも大庄屋が一人罷免された。そのうえ従来の慣例を破つて他郡へ転役を命じられる者も出現した。そして田川郡以外の郡では、同一郡内では転役（異動）が行われた。このように、厳しい結果に終わった調査であったのである。